計画書

大月都市計画用途地域の変更(大月市決定)

大月都市計画用途地域を次のように変更する。

		建築物の延べ	建築物の建築	外壁の後	建築物の	建築物	備考
				-			
種類	面 積	面積の敷地面	面積の敷地面	退距離の	敷地面積	の高さ	比率%
		積に対する割	積に対する割	限度	の最低限	の限度	
		合	合		度		
第一種低層住居	約 69ha	8/10	5/10		_	10m	19.6
専用地域		以下	以下				
第一種中高層住	約1.2ha	20/10	6/10	_	_	_	0.3
居専用地域		以下	以下				
第一種住居地域	約 176ha	20/10	6/10	_	_	_	50. 1
		以下	以下				
準住居地域	約 80ha	20/10	6/10	_	_	_	22.8
		以下	以下				
近隣商業地域	約7.5ha	20/10	8/10	_	_	_	2. 1
		以下	以下				
商業地域	約 18ha	40/10	8/10	_	_	_	5. 1
		以下	以下				
合 計	約351.7ha	_	_	_	_	_	100.0

(種類、位置及び区域は総括図表示のとおり。)

理由

大月都市計画道路 3・6・4 号大月駅裏通り線は、大月市御太刀二丁目地内の大月駅北口駅前 交通広場整備予定地から国道 1 3 9 号交差点(終点)までの間において、道路線形及び幅員について都市計画の変更を行う。

当該区間において、第一種住居地域と準住居地域の用途地域の境界は、都市計画道路の中心線と定めている。このため、都市計画道路の道路中心線の変更に伴い、用途地域の境界を変更するものである。